

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年9月30日(2021.9.30)

【公表番号】特表2020-531539(P2020-531539A)

【公表日】令和2年11月5日(2020.11.5)

【年通号数】公開・登録公報2020-045

【出願番号】特願2020-511450(P2020-511450)

【国際特許分類】

A 6 1 K 39/395 (2006.01)

A 6 1 P 9/00 (2006.01)

A 6 1 P 9/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 39/395 U

A 6 1 P 9/00

A 6 1 P 9/10

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月18日(2021.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

心筋梗塞(MI)に罹患した患者における再発性心血管(CV)事象のリスクを低減する、又はこの事象を予防する際に使用するためのカナキヌマブであって、

約3ヶ月ごとに約150mg～約300mgのカナキヌマブを投与することを含み、前記患者が、MIの少なくとも28日後、且つカナキヌマブの初回投与前に評価された2mg/L以上の高感度C反応性タンパク質(hsCRP)レベルを有し、且つカナキヌマブが、最も早くてMIの30日後に投与され、且つ前記患者が、カナキヌマブの初回投与の約3ヶ月後に評価された2mg/L未満の低下したhsCRPレベルを有する、カナキヌマブ。

【請求項2】

筋梗塞(MI)に罹患した患者における再発性心血管(CV)事象のリスクを低減する、又はこの事象を予防する際に使用するためのカナキヌマブであって、

(i) 前記患者が、MIの少なくとも28日後、且つカナキヌマブの初回投与前に評価された2mg/L以上の高感度C反応性タンパク質(hsCRP)レベルを有し、且つ

(ii) 約150mg～約300mgのカナキヌマブが、最も早くてMIの30日後に前記患者に投与され、且つ

(iii) 前記患者が、約3ヶ月ごとに約150mg～約300mgのカナキヌマブが継続して投与されることになり、且つ

(iv) 前記患者が、カナキヌマブの初回投与の約3ヶ月後に評価された2mg/L未満の低下したhsCRPレベルを有する、カナキヌマブ。

【請求項3】

心筋梗塞(MI)に罹患した患者における再発性心血管(CV)事象のリスクを低減する、又はこの事象を予防する際に使用するためのカナキヌマブであって、

(i) 前記患者が、MIの少なくとも28日後、且つカナキヌマブの初回投与前に評価された2mg/L以上の高感度C反応性タンパク質(hsCRP)レベルを有し、且つ

(i i) 約 150 mg ~ 約 300 mg のカナキヌマブが、最も早くて M I の 30 日後に前記患者に投与され、且つ

(i i i) 前記患者が、カナキヌマブの初回投与の約 3 ヶ月後に評価された 2 mg / L 未満の低下した hs C R P レベルを有する場合、前記患者は、約 3 ヶ月ごとに約 150 mg ~ 約 300 mg のカナキヌマブが継続して投与されることになる、カナキヌマブ。

【請求項 4】

150 mg 又は 300 mg のカナキヌマブを投与することを含む、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の使用のためのカナキヌマブ。

【請求項 5】

150 mg のカナキヌマブを投与することを含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の使用のためのカナキヌマブ。

【請求項 6】

カナキヌマブの初回投与の約 3 ヶ月後に評価された hs C R P の低下したレベルが 1.8 mg / L 未満である、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の使用のためのカナキヌマブ。

【請求項 7】

カナキヌマブの初回投与の約 3 ヶ月後に評価された hs C R P の低下したレベルが 1.5 mg / L 未満である、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の使用のためのカナキヌマブ。

【請求項 8】

前記再発性 C V 事象が、非致死性 M I 、非致死性脳卒中、心血管 (C V) 死、又は予想外の血行再建を必要とする不安定狭心症の入院から選択される、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の使用のためのカナキヌマブ。

【請求項 9】

前記再発性 C V 事象が、非致死性 M I 、又は非致死性脳卒中、又は心血管 (C V) 死から選択される、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の使用のためのカナキヌマブ。

【請求項 10】

前記再発性 C V 事象が、非致死性 M I 又は心血管 (C V) 死である、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の使用のためのカナキヌマブ。

【請求項 11】

前記再発性 C V 事象が非致死性 M I である、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の使用のためのカナキヌマブ。

【請求項 12】

前記再発性 C V 事象が、予想外の血行再建を必要とする不安定狭心症での入院である、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の使用のためのカナキヌマブ。

【請求項 13】

前記患者が、再発性 C V 事象のリスクを低減する、又は前記事象を予防するための標準治療を同時に受けている、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の使用のためのカナキヌマブ。